



つくばみらい市告示第20号

つくばみらい市介護支援ポイント制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月10日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市介護支援ポイント制度実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市介護支援ポイント制度実施要綱（平成29年つくばみらい市告示第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「施設の職員とともに行う」を削る。

第10条第1項に次の1号を加える。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第28項に規定する福祉ホーム、第36条の規定により障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第17項に規定する共同生活援助に限る。）事業者の指定を受けている事業所及び第38条の規定により施設障害福祉サービスの指定を受けている事業所
様式第5号中「施設の職員とともに行う」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。